

マイナンバー制度に基づく 特定個人情報保護評価書 (素案)の意見募集

区では、マイナンバー(社会保障・税番号)制度に基づき、「特定個人情報保護評価」を実施しています。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」「マイナンバー法」により、皆さんのご意見を募集します。

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)を取り扱う事務について、個人のプライバシー等の権利利益へ及ぼす影響を事前に予測したうえで、特定個人情報漏えい等その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するために適切な措置を講じていることを「特定個人情報保護評価書」に記載して公表するものです。

特定個人情報保護評価は、マイナンバー法により、国や地方公共団体等に実施が義務づけられており、特定個人情報ファイル(マイナンバーを含む個人情報データベース等)を新たに保有する場合や、その取扱いに重要な変更がある場合等に実施します。

意見を募集する評価書

今回、次の2つの事務の変更に伴う評価の実施にあたり、公表済みの評価書の変更案(素案)を作成しました。

V 開示請求、問合せ
特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等

VI 評価実施手続

住民からの意見聴取、第三者点検等、特定個人情報保護評価の各手続の実施方法等

ご意見をお寄せください

「地方税の徴収に関する事務」
全項目評価書(素案)
変更点・特定個人情報の入手元や外部委託先の追加等

評価書の内容(全項目評価書)

I 基本情報

対象となる事務の詳細な内容、事務で使用するシステムの機能、特定個人情報を取り扱う法的根拠等

II 特定個人情報ファイルの概要

事務で取り扱う特定個人情報ファイルについて、対象者の人数・範囲・記録される項目および情報の入手・使用・委託・提供・保管・消去等取扱いのプロセスの概要

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクに対して詳細に分析し、このようなリスクを軽減するための措置

IV その他のリスク対策

自己点検、監査、従事者に対する教育・啓発等のリスク対策する教育・啓発等のリスク対策

平成29年度 江東きつずクラブA登録 土曜江東きつずクラブ 4月から利用を希望する児童を募集

江東きつずクラブA登録

放課後の空き教室等を利用し、安全で安心な、児童の自主的な遊びの場・学びの場を全小学校で提供します。

【利用時間】

授業日・放課後午後5時
学校休業日・午前8時半～午後5時
※10月～3月は午後4時半まで(希望により午後5時まで)・保護者の就労状況等により午後6時まで延長可(要勤務証明書等)
費用利用料・年3,000円、保険料・年500円

【人】実施校に在籍する小学新1～6年生※区立小学校以外に在籍し住所が実施校の学区域内

【費用】無料

【人】江東きつずクラブ(A登録・B登録)・児童クラブに入会している児童

※いずれも

【受付開始】3月3日(金)

【お問い合わせ先】

広報広聴課情報公開個人情報保護担当

☎(3647)4022

FAX(3647)9635

【個人住民税(特別区民税・都民税)の賦課に関する事務についての問合せ先】

課税課課税計画係

☎(3647)8001

FAX(3647)4822

【地方税の徴収に関する事務についての問合せ先】

納税課納税管理係

☎(3647)4163

FAX(3647)8646

にある小学新1～6年生も対象(加療・介助を要する児童は対象外)

土曜江東きつずクラブ

区内の児童(会)館で実施します(下表のとおり。一部児童館を除く)。平日クラブを申請した方でも、4月より土曜の利用を希望する方は、別途土曜きつずクラブへの申込みが必要です。利用を希望するクラブへ直接申込みしてください。

【利用時間】

午前8時半～午後5時
※10月～3月は午後4時半まで(希望により午後5時まで)

【費用】

無料

【人】江東きつずクラブ(A登録・B登録)・児童クラブに入会している児童

※いずれも

【受付開始】3月3日(金)

【お問い合わせ先】

広報広聴課情報公開個人情報保護担当

☎(3647)4022

FAX(3647)9635

【個人住民税(特別区民税・都民税)の賦課に関する事務についての問合せ先】

課税課課税計画係

☎(3647)8001

FAX(3647)4822

【地方税の徴収に関する事務についての問合せ先】

納税課納税管理係

☎(3647)4163

FAX(3647)8646

※江東きつずクラブA登録で、4月当初(1～6日)からの利用を希望される方は、3月24日(金)までにお申し込みください。なお、新1年生の4月当初利用は保護者が就労等の理由により在宅していない世帯のみが対象です。

※詳細は「利用案内」をご覧ください。

【利用案内(申込書 配付場所)各クラブ実施施設、放課後支

援課(区役所6階9番・10番)。(利用案内と申込書類は、区ホームページからもダウンロードできます)

【申込】利用を希望するクラブ実施施設の窓口で。※郵送やファクス、メールでの申込みはできません。

☎(3647)9308

FAX(3647)9274

土曜江東きつずクラブ一覧(計18施設)		☆公設民営
実施施設	所在地	電話番号
森下児童館	森下3-14-6	☎3631-7025
☆平野児童館(※1)	平野1-2-3	☎3643-1903
古石場児童館	古石場1-11-11	☎3641-9532
塩浜児童館	塩浜2-5-20塩浜福祉プラザ2階	☎3647-1941
豊洲児童館	豊洲4-10-4-111	☎3531-2079
☆東雲児童館	東雲2-4-4-102	☎3529-1795
辰巳児童館	辰巳1-1-36	☎3521-3261
児童会館	住吉1-9-8	☎3633-6911
☆千田児童館	千田21-18	☎3647-0108
東陽児童館	東陽5-16-13	☎3647-8190
☆亀戸児童館	亀戸2-1-19	☎3685-5944
亀戸第三児童館	亀戸7-39-9	☎3636-5341
大島第二児童館	大島4-5-1	☎3637-2591
大島児童館	大島7-28-1-104	☎3682-9494
小名木川児童館(※2)	北砂5-20-5-101	☎3640-1941
東砂児童館	東砂7-15-3	☎3646-0462
東砂第二児童館	東砂2-13-13	☎3646-1814
南砂児童館	南砂2-3-17	☎3649-8507

※1 改修工事のため、平成29年6月から平成30年3月まで深川第二中学校(冬木22-10)で実施。
※2 改修工事のため、平成29年度は休止。

「みんなでまちをきれいにする条例推進委員」募集

歩きたばこ・ポイ捨て禁止を呼びかけて
安心・きれいなまちづくりを

区では、歩きたばこやごみのポイ捨てのない快適なまちづくりを進めるため、駅周辺でまちの美化啓発を呼びかけるキャンペーンを行っています。この活動にボランティアで参加していただく「みんなでまちをきれいにする条例推進委員」を募集しています。歩きたばこやごみの

ポイ捨てが気になっている方、美化啓発活動に興味がある方のご応募をお待ちしています。

【活動内容】

○駅周辺で実施する各種美化啓発活動への参加(平日通勤時間帯または昼・夕方の時間帯に年間約30回程度実施予定)
※すべて参加する必要はありません。

【活動期間】4月1日(土)～平成30年3月31日(土)

【申込】環境保全課環境美化係(区役所隣防災センター6階5番)に電話または窓口で

☎(3647)9373

FAX(5617)5737